

Immortal Brass Eternally 団則

第4版 2023年2月26日

第1条（名称）

本団の名称をImmortal Brass Eternallyとする。

第2条（所在地）

本団所在地を事務局に置く。
大阪府中央区松屋町住吉3-2-1012を事務局とする。

第3条（目的・方針）

本場の音を追求し、より深くブラスバンドを楽しむことを目的とする。
様々な演奏にチャレンジし、積極的に演奏活動を行う。

第4条（総会）

1. 年に一度、方針・年間行事の確認として総会を行う
2. 楽団の運営に関して団員の意見を反映する必要がある事項などに関して、幹部の判断において臨時総会を行うことができる。

第5条（幹部）

（種別）

本団に次の各号に掲げる幹部を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 2名
3. 会計 1名

（選任）

幹部は総会において、団員の中から選任する。各号の兼任は認めない。

（職務）

代表は本団を代表し、団務を統括する。
副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、その職務を代行する。
会計は、本団の会計を担当する。

第6条（団員の条件）

以下の条件を満たす者を団員とする

1. ブラスバンドに興味があり、やってみたいと思うこと
2. 真面目に練習に来ること
3. 原則18歳以上。高校生要相談。中学生以下は不可。
4. ある程度楽器を操る技術があること。
目安として、学校部活などで3年程度の経験がある、など。
楽譜の読み方、運指などはマスターしていることが最低条件とする。
5. 基本的に練習に参加できること。
来られない場合は事前に連絡できること。
6. 原則楽器は個人持ち、ない場合は個人で手配ができること
7. 向上心・積極的な姿勢があること。くじけないこと。

第7条（仮団員）

1. 入団後6ヶ月は仮団員とし、団での活動ができるかどうかの見極め期間とする。
2. 仮入団期間中はブラスバンド団体の掛け持ちを認めるが、仮入団期間中にどちらに所属するか決定するものとする。
3. 仮入団期間終了後、幹部と仮入団期間が終了した者の双方の了解を得て正団員へと昇格す

- る。
4. 幹部の判断で仮入団の期間は任意の期間延長できるものとする。
 5. 団費、団員に対する権利などは正団員と同等とする。

第8条（練習日）

基本的には土曜日の夜間とする。
本番前などは日曜日・祝日にも例外的に行う。
また、各パートの裁量によりパート練習なども行うことがある。

第9条（会計）

団費は月4,000円とし、該当月の最終練習日を期日とする。
新しく団員となったものには翌月から支払い義務を負う。

第10条 （他団との掛け持ち）

ブラスバンドの掛け持ちは原則不可。
ブラスバンド以外の掛け持ちは可能であるが、当団の練習、および本番を最優先すること。
他団の練習ブッキングでの欠席は認めない。

第11条 （附則）

1. 当団の設立年月日は2008年12月14日とする。
2. 当団則の施行については2017年2月11日よりとする。
3. 団の状況などにより、団員の承認のもと団則を変えることができる
4. 2022年5月14日一部改定（第2条、第9条）
5. 2023年2月26日一部改定（第5条）